

はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー
実施要項



2009年12月11日

特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター
〒260-0856 千葉市中央区亥鼻 2-9-3 ☎043(202)5367

1. 名称

「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」と称します。

2. 目的

障害者福祉施設による販売活動及び作られた製品の中から、年間(4～2月)を通じて最も優秀な施設及び製品を選定し、選ばれた施設・製品には「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」の称号を授与することとします。施設・製品を称えることにより、障害者福祉施設の一層の販売力・製品力の向上に資することを目指します。

具体的には、次の3つを目的とします。

- 2-1.施設の製品開発力及び販売力の向上
- 2-2.施設で作られた製品の品質向上
- 2-3.施設で作られた製品の認知度向上

3. 基本的考え方

「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」は、千葉県内の障害者福祉にかかわるすべての人たち、及び関心を有するすべての人たちの志や想いを象徴するものです。

- 3-1.「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」は、障害者福祉施設の自主製品を、販売を通して社会での認知度を高めると共に、販売から得る利益で障害者の工賃向上を図るための活動です。
- 3-2.「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」の審査は公平・公正をモットーとし、特定の個人、団体に偏らず、また特定の政策、利害によって左右されることはありません。
- 3-3.「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」大賞は、その年度に優れた実績を残したと認められた販売部門1施設、製品部門1製品に授与します。

4. 主催者

「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」は、特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センター(以下、振興センターと表記)が主催します。

5. 審査対象

- 5-1.審査の対象は、販売部門と製品部門の2部門です。
- 5-2.販売部門の対象は、前年の4月1日から当年の2月までに千葉県内で販売活動を行った障害者福祉施設のうち、次に該当するものです。

- 5-2-1.振興センターの開催する合同販売会に参加したこと。
- 5-2-2.振興センターの公募に応じエントリーし、店舗等において販売を行ったこと。
- 5-3.製品部門の対象は、前年の4月1日から当年の2月までに千葉県内で販売された製品のうち、次に該当するものです。
 - 5-3-1.はーとふるメッセ美浜の委託販売商品のうち、委託施設がエントリーを希望した製品であること。
 - 5-3-2.振興センターの公募に応じ、エントリーした製品であること。
 - 5-3-3.審査のための製品はエントリー施設が無償で提供し、また発送等にかかる経費は、エントリーした施設に負担していただきます。

6. 審査委員

- 6-1.審査委員は、販売活動・製品に関する専門家、及び障害者福祉施設・商品販売の支援者の中から振興センターが選任し委嘱します。原則として、施設関係者は除外します。
- 6-2.販売部門・製品部門ごとに各5名を委嘱し、千葉県職員及び振興センター職員も各1名参画します。
- 6-3.審査の公平性・公正性を担保するため、審査委員候補を選任後、直ちに氏名と現在の職業・役職等を振興センターのオフィシャルホームページに公開します。(ただし所属は個人情報保護の観点から公開しない場合もあります。)
- 6-4.審査委員は、無報酬とします。ただし、審査会場への移動のための交通費等の経費は、振興センターが負担します。
- 6-5.審査委員長及び同副委員長は審査委員の互選により選任します。
- 6-6.審査は部門毎に実施し、審査委員長・審査副委員長が統括します。審査委員長・審査副委員長は全体で1名ずつとし、それぞれ両部門のいずれかを担当します。
- 6-7.審査委員の任期は、振興センターの委嘱を受けてから翌期の審査委員が選任されるまでとします。特に問題が無い限り、再任も認められることとします。

7. 審査方法

7-1.販売部門の審査方法

- 7-1-1.振興センターが開催する合同販売会で、審査対象とする会場での販売活動を審査委員が審査します。
- 7-1-2.振興センターの公募に応じエントリーし、店舗等において販売する場合は、審査委員が現地審査します。
- 7-1-3.いずれの場合でも、振興センター職員を除く審査委員のうち2名以上参加していること、その中に審査委員長・審査副委員長のいずれかが含まれていることを条件とします。

7-2.製品部門の審査方法

- 7-2-1.当該年度の2月最終週から3月第1週のうち、製品部門の審査を統括する審査委員長か審査副委員長が指定した日に審査会を実施します。
- 7-2-2.審査会場にすべてのエントリー製品を展示し、製品部門の審査委員全員で審査します。

8. 審査基準

審査委員は、販売部門・製品部門ともに、定めた評価基準に則り、総合的に評価し審査します。

8-1. 販売部門の審査基準

8-1-1. 「大賞」：施設の販売への理念や想い、陳列、POP(店頭広告)、接遇、販売意欲・工夫等の審査項目を5段階評価し審査委員全員の合計が最高得点のものとしします。

8-1-2. 当該年度の大賞に相応しい優れた販売活動が見られなかった場合、審査委員の総意により該当無しとすることもあります。

8-1-2. 「奨励賞」：上位5位内の施設を対象として審査委員の協議により決定します。

8-2. 製品部門の審査基準

8-2-1. 「大賞」：施設の製品への理念や想い、工夫した部分、品質・性能、コンセプト(消費者へのアピール力)、価格等の審査項目5段階評価し審査委員全員の合計が最高得点のものとしします。

8-2-2. 当該年度の大賞に相応しい優れた製品が無かった場合、審査委員の総意により該当無しとすることもあります。

8-2-3. 「奨励賞」：上位5位内の製品を対象として審査委員の協議により決定します。

9. 賞典

9-1. 「大賞」：販売部門、製品部門各1とします。審査委員の審査により、最高の評価を獲得した販売施設、製品に対して、当該年度の「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」の称号を与え、その栄誉を称えます。

9-1-2. トロフィー・賞状を贈り、振興センターによる広報、県庁ロビーに年間展示等の特典を与えます。

9-1-3. 製品部門の大賞受賞製品には認定シール1年分を贈呈します。

9-2. 「奨励賞」：販売部門、製品部門各1とします。

9-3. 「特別賞」：各部門の審査委員が提案し、審査委員の総意により設ける場合があります。

10. 付記

10-1. 「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」は、本実施要項に定める目的をより効果的に達成するために、障害者団体・企業・自治体・NPO等の市民団体・報道機関などに対し、広く後援を求めます。

10-2. 振興センターは、本要項の項目に対し審査対象施設、審査委員、後援団体等の関係者から指摘を受けた場合、また振興センター内において項目の不具合を発見した場合、関係者等からの意見を参考にしながら本要項を適切に改訂します。

以上